

演奏主体性（著作権法22条）の考慮要素

番号	裁判所名	判決日	事件名	結論	最高裁判平成63年3月15日判決（カラオケ判決）			最高裁判平成23年1月20日判決（テクロクII判決）			備考
					管理・支配	利益の帰属	対象の選定方法	利用方法・態様	関与の内容・程度	その他	
1	知財高裁	R3.3.18	音楽教室事件（控訴審）	教師：肯定 生徒：否定			（生徒）確かに、生徒の演奏する課題は生徒に事前に購入させた楽譜の中から選定され、当該楽譜に被告管理楽曲が含まれるからこそ生徒によって被告管理楽曲が演奏されることとなるが、生徒の演奏の本質からすれば、控訴人らによる楽曲の選定は、個別の取決めに基づく副次的な準備行為、環境整備（注：極度な行為ではないということ。以下同じ。）にすぎない。	（教師）①教師の演奏（録音物の再生を含む。以下同じ。）は、そのレッスンの必須の構成要素である。②音楽事業者である控訴人らは、その事業運営上の必要性から、その資質、能力等の管理等を行っているものと推認される。③教師の演奏が行われる音楽教室は、控訴人らが設置し、その費用負担の下に必要な音響設備、録音物の再生装置等の設備が設置されている。（生徒）①生徒の演奏は、専ら、自らの演奏技術等の向上を目的として自らのために行うものであるし、また、生徒の任意かつ自主的な姿勢に任されているものであって、音楽教室事業者である控訴人らが、その演奏を強制することはできない。②控訴人らが設置した教室には、通常は、控訴人らの費用負担の下に設置された楽器のほかに、音響設備、録音物の再生装置等の設備があるが、生徒の演奏の本質からすれば、控訴人らによる楽器、設備等の提供、設置は、個別の取決めにに基づく副次的な準備行為、環境整備にすぎない。	（教師）教師の演奏の本質は、音楽事業者である控訴人らとの関係においては雇用契約等に基づく義務の履行として、生徒に聞かせるために行われるものである。（生徒）生徒の演奏の本質は、あくまで教師に演奏を聞かせ、指導を受けることにある。また、生徒の演奏は、他の生徒や自らに聞かせる目的で演奏されたものとはいえない。	（教師）音楽事業者である控訴人らからみて、その生徒は、いずれも「不特定」の者に当たり、「公衆」に当たる。（生徒）仮に、生徒の演奏の主体は音楽事業者であるとしても、演奏行為の相手方は教師となり、演奏主体である音楽事業者が自らと同視されるべき教師に聞かせることを目的として演奏することになるから、「公衆に直接（中略）聞かせる目的」で演奏されたものとはいえない。	
2	東京地裁	R2.2.28	音楽教室事件（一審）	教師：肯定 生徒：肯定	音楽教室の生徒が原告に対して支払うレッスン料の中には、教師の授業料のみならず、音楽著作物の利用の対価部分が実質に含まれている。よって、音楽教室における音楽著作物の利用による利益は原告らに帰属している。	課題曲の選定が演奏の実現にとって重要な行為であるところ、音楽教室で演奏される課題曲は、音楽教室事業者である原告らの作成したレパートリー集等の中から選定されるので、その選定については、原告らの管理・支配が及んでいる。	音楽教室における演奏態様は、演奏行為によって恒久的である。（教師）教師は、原告らとの雇用契約等に基づき、その義務の履行としてレッスンを行うので、教師の演奏については、原告らの管理・支配が及んでいる。（生徒）生徒の演奏は、原告らと同視し得る教師の指導に従うので、原告らの管理・支配が及んでいる。	（教師）原告ヤマハについては、ヤマハ音楽能力検定制度（ヤマハグレード）・ヤマハ講師ライセンス制度を設けているほか、教師に対する各種の研修を実施し、カリキュラム等の指導のためのマニュアルを交付している（この点、原告河合等も同様である。）。よって、原告ヤマハ等については、教師の能力の維持・向上や生徒に対する指導方針・内容に対する関与の程度は高い。	音楽教室の運営に必要な施設及び設備については、原告らがその費用で設営・設置しているもので、著作物の利用に必要な施設、設備等は原告らの管理・支配下にある。	音楽教室における生徒は、利用主体たる原告らにとって、不特定の者であり、また、多数の者にも当たるから、「公衆」に該当する。	
3	知財高裁	R1.9.18	Music Lounge SUQSQU事件（控訴審）	肯定	（控訴人Y1）現SUQSQUは、その名義はY2が有していたにせよ、実質的にはY1が管理、支配していた店であり、旧SUQSQU同様、しんちゃんバンドによる生演奏は、被告Y1の意向や意思の影響を強く受けてなされており、被告Y1の主導のもとに演奏ないし歌唱が行われていた。（控訴人Y2）現SUQSQUを、自らの名義で経営していた。	（控訴人Y1）現SUQSQUにおいては、しんちゃんバンドによる生演奏が顧客吸引力となっており、その結果得られた同店の収益から、被告Y1は、一定の収益を得ていた。（控訴人Y2）同店の収益から収入を得られる立場であった。				本判決では、静岡地裁平成31年2月25日判決の引用に終始しているため、判断枠組みは示されていない。	
4	静岡地裁	H31.3.15	Music Lounge SUQSQU事件（一審）	肯定	[3]と同様。	[3]と同様。				本判決では、判断枠組みは示されていないが、結論として、客をして楽器演奏と併せて歌唱させ又は自ら歌唱する方法についても、Y2らの演奏主体性が認められている。	
5	知財高裁	H28.10.13	Live Bar X.Y.Z.→A事件（控訴審）	肯定		本件店舗の出演者は、1審被告Y2も含め、1審原告管理著作物を演奏することが相当程度あり、本件店舗においては、1審原告管理著作物の演奏が日常的に行われている。	①1審被告らは、協同し、ミュージシャンが自由に演奏する機会を提供するために本件店舗を設置、開店したこと、②本件店舗にはステージや演奏用機材等が設置されており、出演者が希望すればドラムセットやアンプなどの設置された機材等を使用することができ、③本件店舗が、出演者から会場使用料を徴収しておらず、ライブを開催することで集客を図り、ライブを聴くために来場した客から飲食代を徴収している。	①1審被告らは、協同し、ミュージシャンが自由に演奏する機会を提供するために本件店舗を設置、開店したこと、②本件店舗にはステージや演奏用機材等が設置されており、出演者が希望すればドラムセットやアンプなどの設置された機材等を使用することができ、③本件店舗が、出演者から会場使用料を徴収しておらず、ライブを開催することで集客を図り、ライブを聴くために来場した客から飲食代を徴収していることからすれば、本件店舗は、1審原告管理著作物の演奏につき、単に出演者の演奏を容易にするための環境等を整備しているにとどまるものではない。	左欄記載の事情から、1審被告らが現に演奏楽曲を選定せず、また、実演を行っていないとしても、1審原告管理著作物の演奏の実現における重要な行為を行っているものと評価するのが相当と判示した。	1審被告らは、1審原告管理著作物の演奏の実現における重要な行為は、いずれもこれらの行為を行っておらず、単に出演者の環境を整備し、出演者に演奏の場を提供しているに過ぎないと主張していた。	

6	東京地裁	H28.3.25	Live Bar X. Y.Z. → A事 件（一番）	肯定		[5]と同様。	[5]と同様。	[5]と同様。	大阪高裁平成20年9月17日判決は、月1回程度ライブが行われているレストランカフェの店舗において、第三者が企画して店舗に開催の申込みをし、当該第三者がライブのチケットを作成して前売り販売を行うなどしており、店舗にはライブ開催による収益の増加があると認められなかった場合であり、本件とは事案を異にする。	
7	大阪高裁	H20.9.17	レストラン カフェ デ ザイナー 事件（控 訴審）	本件店 舗主催 Live： 肯定 演奏者 等主催 Live： 否定	(演奏者等主催ライブ) 本件店舗は、従業員が客からのライブチャージ徴収事務を担当し、 例外的に予約を受け付けることがある以外、何らの関与もしていないのであるから、ライブを管理・支配していない。	(演奏者等主催ライブ) 本件店舗は、演奏者等から店舗の使用料等を受領せず、演奏者に演奏料も支払われていないのであるから、 基本的に、ライブ開催による直接の利益を得ていない。 また、ライブ開催と来店者及び収益の増加との関係は必ずしも明らかではなく、ライブ開催時の飲食物提供は通常より簡素であると認められる。				本判決は、最高裁昭和63年3月15日判決（カラオケ判決）を参酌すべきものとした上で、ピアノ演奏、ライブ演奏（本件店舗主催ライブ）について、本件店舗の経営者である被告の演奏主体性を肯定する一方、 ライブ演奏（演奏者等主催ライブ）、貸切営業における演奏 については、その演奏主体性を 否定した 。
8	大阪地裁	H19.1.30	レストラン カフェ デ ザイナー 事件（一 審）	本件店 舗主催 Live： 肯定 演奏者 等主催 Live： 肯定	(演奏者等主催ライブ) 本件店舗は、その営業方針の下、ちらしを作成してライブの開催を宣伝するほか、チケットの販売、 予約の受付等の事務を行い、求めがあった場合の楽器の提供を行うなどの支援を行なっており、ライブ開催に対する被告の関与は決して小さなものではない。	(演奏者等主催ライブ) 本件店舗は、ライブ開催時には、メニューは簡素なものであるが客に有料で飲食物を提供しており、この売上げは本件店舗の営業収入となるから、 ライブ演奏をそのレストラン営業の一部として取り込んでいる。				ピアノ演奏、ライブ演奏（本件店舗主催ライブ、演奏者等主催ライブ）について、本件店舗の経営者である被告の演奏主体性を肯定する一方、 貸切営業における演奏 については、その演奏主体性を 否定した 。
9	東京高裁	H11.7.13	ビッグエ コー事件 （控訴審）	肯定	設置されたカラオケ装置と共に楽曲索引を備え置いて顧客の選曲の便に供し、②顧客の求めに応じて従業員がカラオケ装置を操作して操作方法を教示するなどし、③顧客は指定された部屋において定められた時間の範囲内で時間に応じた料金を支払い、再生された伴奏部分に合せて歌唱し、④歌唱する曲目は控訴人らが用意したカラオケソフトに収録されている範囲に限られることなどからすれば、顧客による歌唱は、 本件店舗の経営者である控訴人らの管理の下で行われている。	カラオケボックス営業の性質上、控訴人らは、顧客に歌唱させることによって 直接的に営業上の利益を得ている。				伴奏音楽の再生及び顧客の歌唱により管理著作物を演奏し、その複製物を含む映画著作物を上映している 主体である控訴人らにとって、本件店舗に来店する顧客は不特定多数の者であるから、右の演奏及び上映は、公衆に直接開かせ、見せることを目的とするもの といえることができる。
10	東京地裁	H10.8.27	ビッグエ コー事件 （一番）	肯定	[9]と同様。	[9]と同様。				[9]と同様。